

## 障がい児のサービスの種類及び内容等について

### (1) 児童発達支援

#### ①対象者

療育の観点から集団療育や個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児

#### ②サービス内容等

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

### (2) 医療型児童発達支援

#### ①対象者

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた障がい児

#### ②サービス内容等

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援および医療を行う。

### (3) 放課後等デイサービス

#### ①対象者

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児

#### ②サービス内容等

授業の終了後又は学校の休業日に事業所等へ通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

### (4) 居宅訪問型児童発達支援（平成30年4月から開始）

#### ①対象者

重度の障害の状態その他これに準ずるものとして、厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児

※厚生労働省令で定める状態

○人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合

○重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

#### ②サービス内容

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

## (5) 保育所等訪問支援

### ①対象者

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児

### ②サービス内容等

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

※児童短期入所は、障害者総合支援法に基づくサービスとなるため、障がい者のサービス（介護給付）として支給決定します。

※児童の施設入所については、実施主体が県（児童相談所）となり、他の福祉サービスのように市では支給決定を行いません。